第九管区海上保安本部公示第72号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年11月7日

第九管区海上保安本部長 古川 大輔 (公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 七尾市

住 所 石川県七尾市袖ケ江町イ部25番地

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域 三ヶ浦漁港(下図に示すとおり)

期 間 令和7年11月17日から令和7年12月26日までのうち6日間

- 3 水路測量の実施方法 GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



